定　　款

株式会社ワンダーコーポレーション

株式会社ワンダーコーポレーション定款

第一章　　総　則

第１条　（商 号）

当会社は、株式会社ワンダーコーポレーションと称し、英文では WonderCorporationと表示する。

第２条　（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．家庭用電気機器、業務用電気機器、事務機器、電気通信機器、冷暖房機器、空調機器、音響機器、トレーニング等の健康器具、レコード、楽器、磁気テープ、ゲーム機およびこれらに関連する物品ならびにソフトの販売

２．各種計測器、光学機器、時計、眼鏡、貴金属、カメラ用品、美術品およびこれらに関連する物品の販売

３．日用雑貨、金物雑貨、衣料品、はきもの、かばん、寝具類、石油製品、ガス器具、およびこれらに関連する物品の販売

４．医薬品、医療部外品、医療用器具、化学工業薬品、動物医薬品、化粧品およびこれらに関連する物品の販売

５．動物、ペット用品、植物、園芸用品、肥料、農薬、毒物劇物の販売および農園経営

６．自動車用品、スポーツ用品、書籍、文具、玩具およびこれらに関連する物品の販売

７．食料品、酒類、飲料水および穀物、たばこ、喫煙具、塩、切手・印紙の販売

８．出版業、複写業、撮影・録音に関する業務およびこれらに関連する物品の販売

９．インターネットを利用した広告業および通信販売業

10．映像、音楽、ゲーム等の情報提供サービスに関する業務

11．古物営業法による古物売買業

12．前各号商品のレンタル業、卸売、輸出入業、割賦販売業、割賦販売斡旋業および割賦債権買取業ならびにその必要工事の施工および修理業

13．食堂、喫茶店、遊園地、興行場、遊戯場、娯楽施設、スポーツ施設、宿泊施設、カラオケルーム、プレイガイド、学習塾および駐車場の経営

14．不動産の売買・賃貸借・仲介・管理業ならびに動産の賃貸業

15．金銭の貸与、その賃借の媒介およびその保証

16．経営管理指導ならびに業務受託

17．スポーツ振興券およびこれらに関連する物品の販売

18. 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業
19. 引越荷役事業および作業請負
20. 引越の請負
21. オフィスの引越業
22. 一般貨物自動車運送事業および貨物軽自動車運送事業
23. 一般および産業廃棄物の収集、運搬、処理および再生ならびに再生品の販売
24. ビルクリーニング業およびハウスクリーニング業
25. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
26. 音楽著作権の管理
27. 音楽著作物の利用の開発
28. 録音物、録画物の原盤の企画、制作
29. 音声、映像ソフトウェアの企画、制作および販売
30. 楽譜の出版、販売
31. 芸能実演家の育成並びに管理
32. コンサート・イベントの企画、制作、運営
33. テレビ、ラジオ、インターネット番組の企画、制作
34. キャラクター商品の企画、制作、販売
35. 音楽スタジオの経営ならびに管理
36. 録音技術者の育成ならびに派遣
37. 前各号に付帯する一切の業務

第３条　（本店の所在地）

当会社は、本店を茨城県つくば市に置く。

第４条　（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

第５条　（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章　　株　式

第６条　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、12,472,000株とする。

第７条　（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第８条　（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第９条　（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第10条　（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役において定める株式取扱規程による。

第三章　　株主総会

第11条　（招　集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第12条　（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

第13条　（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条　（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上を以て行う。

第16条　（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章　　取締役および取締役会

第17条　（員 数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

第18条　（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行

う。

３．取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、累積投票によらないものとする。

４．監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第19条　（任 期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最　終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合を備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第20条　（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役、

常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。

第21条　（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第22条　（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会を招集し、議長となる。

第23条　（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第24条　（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条　（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。

２．当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条　（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第27条　（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第五章　　監査等委員会

第28条　（監査等委員会の選任）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第29条　（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第30条　（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第六章　　計　　算

第31条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第32条　（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第33条　（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第34条　（配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．前項の金銭には利息を付けない。

平成25年５月23日　改定
平成30年５月24日　改定
令和1年　６月27日　改定
令和2年　６月23日　改定